

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第58号

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"><tr><td>部又は 総局</td><td>課</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>健康福 祉部</td><td><u>保健福祉総務課、健康政策課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課、生活衛生課</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>2～6 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>政策課 略</p> <p>地域活力推進課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(7) 略</u></p> <p>予算課 略</p> <p>自治振興課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第</u></p>	部又は 総局	課	略		健康福 祉部	<u>保健福祉総務課、健康政策課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課、生活衛生課</u>	略		<p>(課の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。</p> <table border="1"><tr><td>部又は 総局</td><td>課</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>健康福 祉部</td><td><u>健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、<u>医務国保課</u>、薬務課、感染症対策課、生活衛生課</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>2～6 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課(文化芸術局及びデジタル戦略総室の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策課 略</p> <p>地域活力推進課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の施行に関すること。</u></p> <p><u>(6)～(8) 略</u></p> <p>予算課 略</p> <p>自治振興課</p> <p>(1)～(10) 略</p>	部又は 総局	課	略		健康福 祉部	<u>健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、<u>医務国保課</u>、薬務課、感染症対策課、生活衛生課</u>	略	
部又は 総局	課																
略																	
健康福 祉部	<u>保健福祉総務課、健康政策課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課、生活衛生課</u>																
略																	
部又は 総局	課																
略																	
健康福 祉部	<u>健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、<u>医務国保課</u>、薬務課、感染症対策課、生活衛生課</u>																
略																	

19号)の施行に関すること。

(12)・(13) 略

水資源対策課～男女参画・県民活動課 略

2・3 略

第6条 略

環境政策課・環境管理課 略

森林・林業政策課

(1)～(3) 略

(4) 保安林に関すること。

(5)～(17) 略

みどり保全課

(1)・(2) 略

(3) 前号に掲げるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関すること（森林・林業政策課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 略

(5) 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の施行に関すること（土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策に係るものに限る。）。

(6)～(12) 略

循環型社会推進課 略

第7条 略

保健福祉総務課

(1) 略

(2) 保健（健康政策課の所掌に属するものを除く。）及び福祉に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

(3)～(12) 略

(13) 難病の対策に関すること。

(11)・(12) 略

水資源対策課～男女参画・県民活動課 略

2・3 略

第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課・環境管理課 略

森林・林業政策課

(1)～(3) 略

(4)～(16) 略

みどり保全課

(1)・(2) 略

(3) 保安林に関すること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関すること（森林・林業政策課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 略

(6)～(12) 略

循環型社会推進課 略

第7条 健康福祉部の各課（子ども政策推進局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

(1) 略

(2) 保健及び福祉に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

(3)～(12) 略

(13) 県民の健康の保持及び増進に関すること。

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(15) 生活習慣病及び難病の対策に関すること。

(16) 健康増進法（平成14年法律第103号）、栄養士法（昭和22年法律第

(14)～(20) 略

健康政策課

(1) 県民の健康の保持及び増進に関すること。

(2) 保健（保健福祉総務課の所掌に属するものを除く。）に従事する人材の養成及び確保並びに資質の向上に関すること。

(3) 生活習慣病の対策に関すること。

(4) 健康増進法（平成14年法律第103号）、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関すること。

(5) 食育基本法（平成17年法律第63号）の施行に関すること。

(6) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の施行に関すること。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること。

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。

(9) その他健康政策及び国民健康保険に関すること。

長寿社会対策課

(1)～(4) 略

(5) 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(11) 略

障害福祉課 略

医療政策課

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) その他医療に関すること。

薬務課～生活衛生課 略

2 略

子ども政策課

(1)・(2) 略

(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法

245号）及び調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関すること。

(17) 食育基本法（平成17年法律第63号）の施行に関すること。

(18)～(24) 略

長寿社会対策課

(1)～(4) 略

(5)～(10) 略

障害福祉課 略

医務国保課

(1)～(6) 略

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療等に関すること（健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。

(9) 略

(10) その他医療及び国民健康保険に関すること。

薬務課～生活衛生課 略

2 子ども政策推進局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども政策課

(1)・(2) 略

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施

律第64号)の施行に関すること(他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。))。

(4)～(13) 略

子ども家庭課 略

第11条 略

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)・(2) 略

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること。

(4) 略

(5) 香川県福祉のまちづくり条例の施行に関すること(保健福祉総務課の所掌に属するものを除く。))。

(6)～(14) 略

住宅課 略

行に関すること(他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。))。

(4)～(13) 略

子ども家庭課 略

第11条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)・(2) 略

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること(基礎調査の実施及び規制区域の指定に係るものに限る。))。

(4) 略

(5) 香川県福祉のまちづくり条例の施行に関すること(健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。))。

(6)～(14) 略

住宅課 略

(香川県大阪事務所規則の一部改正)

第2条 香川県大阪事務所規則(昭和37年香川県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>事務所は、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>企業誘致及び産業集積の促進並びに産業振興に必要な情報の収集及び提供に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>事務所に、総務・観光物産振興課及び企業立地・U J I ターン等推進課を置く。</u></p> <p>(分掌事項)</p> <p>第3条 <u>総務・観光物産振興課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>

(4) 県外在住者の県内における定住、就労等の促進に関すること。

(5)～(8) 略

(職員)

第3条 略

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

(職員の職務)

第4条 略

2 略

3・4 略

(補則)

第5条 略

(3)～(6) 略

(7) その他他課の所掌に属しない事項に関すること。

2 企業立地・U J I ターン等推進課の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 企業誘致及び産業集積の促進並びに産業振興に必要な情報の収集及び提供に関すること。

(2) 県外在住者の県内における定住、就労等の促進に関すること。

(職員)

第4条 事務所に次の職員を置く。

(1)・(2) 略

(3) 課長

(4)～(6) 略

(職員の職務)

第5条 略

2 略

3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4・5 略

(補則)

第6条 略

(香川県会計規則の一部改正)

第3条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
会計課	略		会計課	略	
の出納員	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子ども家庭課の収入取扱員が収納する	の出納員	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子ども家庭課の収入取扱員が収納する

	ものを除く。) 、老人・障害者居室等整備資金の償還金(保健福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。) 、第34条の2第1項第7号に掲げる債権(政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。) 並びに県営住宅の家賃及び駐車場使用料(住宅課の収入取扱員が収納するものを除く。) の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管
略	
保健福祉総務課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち保健福祉総務課の所掌に係るもの及び老人・障害者居室等整備資金の償還金(事務課の収入取扱員が収納するものを除く。) の収納
略	
医療政策課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち医療政策課の所掌に係るものの収納
略	
略	

	ものを除く。) 、老人・障害者居室等整備資金の償還金(健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。) 、第34条の2第1項第7号に掲げる債権(政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。) 並びに県営住宅の家賃及び駐車場使用料(住宅課の収入取扱員が収納するものを除く。) の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管
略	
健康福祉総務課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち健康福祉総務課の所掌に係るもの及び老人・障害者居室等整備資金の償還金(事務課の収入取扱員が収納するものを除く。) の収納
略	
医務国保課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち医務国保課の所掌に係るものの収納
略	
略	

(香川県食肉衛生検査所規則の一部改正)

第4条 香川県食肉衛生検査所規則(昭和51年香川県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 食肉衛生検査所に<u>管理・精密検査課及び検査課</u>を置く。</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第4条 <u>管理・精密検査課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 食肉衛生検査所に<u>管理課、検査課及び精密検査課</u>を置く。</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第4条 <u>管理課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

- (10) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の検査並びに食肉処理施設等の整備改善に関する事項
- (11) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の表示（品質又は栄養成分に係るものを除く。）の検査に関する事項
- (12) 獣畜及び食鳥並びにこれらの肉等の精密検査並びに当該精密検査に関する研究に関する事項
- (13) その他検査課の所掌に属さない事項

2 略

- (10) その他検査課及び精密検査課の所掌に属さない事項

2 略

3 精密検査課の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の検査並びに食肉処理施設等の整備改善に関する事項
- (2) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の表示（品質又は栄養成分に係るものを除く。）の検査に関する事項
- (3) 獣畜及び食鳥並びにこれらの肉等の精密検査並びに当該精密検査に関する研究に関する事項

（香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第5条 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則（平成4年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（規則で定める県の機関等）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>香川県健康福祉部保健福祉総務課</u></p> <p>(4)～(14) 略</p> <p>（条例第6条第1項第1号の規則で定める職務）</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>獣医師の資格を有する職員が香川県健康福祉部保健福祉総務課、感</u></p>	<p>（規則で定める県の機関等）</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定める県の機関等（以下「機関等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>香川県健康福祉部健康福祉総務課</u></p> <p>(4)～(14) 略</p> <p>（条例第6条第1項第1号の規則で定める職務）</p> <p>第10条 条例第6条第1項第1号の規則で定める職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>獣医師の資格を有する職員が香川県健康福祉部健康福祉総務課、感</u></p>

感染症対策課若しくは生活衛生課又は農政水産部畜産課において従事する職務

感染症対策課若しくは生活衛生課又は農政水産部畜産課において従事する職務

(香川県産業技術センター規則の一部改正)

第6条 香川県産業技術センター規則(平成12年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>ロボット、人工知能関連技術(人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。以下「AI」という。)</u>、電子技術、情報技術及び機械システムに関する試験、研究、調査及び指導に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに、<u>総務・企画課、材料技術課、生産技術課、スマートシステム課、食品研究課及び発酵食品研究所</u>を置く。</p> <p>(業務分掌)</p> <p>第4条 <u>総務・企画課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>産業振興施策の企画・立案に関する事項</u></p> <p>(7) <u>関係機関との連携推進、連絡調整に関する事項</u></p> <p>(8) <u>技術情報収集・活用に関する事項</u></p> <p>(9) <u>知的財産の管理、戦略、運営に関する事項</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 <u>材料技術課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>窯業技術及び化学工業技術に関する試験、研究、調査及び指導に関する事項</u></p> <p>(2) <u>窯業技術及び化学工業技術に関する情報の収集、保管、閲覧及び提供に関する事項</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>電子工業技術及び情報技術</u>に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに、<u>総務課、食品研究所及び発酵食品研究所</u>を置く。</p> <p>(業務分掌)</p> <p>第4条 <u>総務課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

- (3) 前2号に掲げるもののほか、窯業及び化学産業の振興及び発展に資するため必要と認められる事項
- 3 生産技術課の分掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 機械工業技術及び金属工業技術に関する試験、研究、調査及び指導に関する事項
- (2) 木材工業技術に関する試験、研究、調査及び指導に関する事項
- (3) 機械工業技術、金属工業技術及び木材工業技術に関する情報の収集、保管、閲覧及び提供に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、機械、金属、木材産業の振興及び発展に資するため必要と認められる事項
- 4 スマートシステム課の分掌事項は、次のとおりとする。
- (1) ロボット、A I、電子技術、情報技術及び機械システムに関する試験、研究、調査及び指導に関する事項
- (2) デザインに関する研究、調査及び指導に関する事項
- (3) ロボット、A I、電子技術、情報技術、機械システム及びデザインに関する情報の収集、保管、閲覧及び提供に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子、情報産業の振興及び発展に資するため必要と認められる事項
- 5 食品研究課の分掌事項は、次のとおりとする。
- (1)～(3) 略
- 6 略

- 2 食品研究所の分掌事項は、次のとおりとする。
- (1)～(3) 略
- 3 略

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第7条 香川県子ども女性相談センター規則（平成12年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 センターに、総務課、<u>一時保護課</u>、児童虐待対策課、相談支援課、地域連携支援室、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置き、西部子ども相談センターに、<u>児童虐待対策課、相談支援課及び判定課</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 センターに、総務課、児童虐待対策課、相談支援課、<u>地域連携支援室</u>、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置き、西部子ども相談センターに、<u>児童虐待対策課及び相談支援・判定課</u>を置く。</p> <p>2 <u>総務課の分掌業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>児童の一時保護に関すること。</u></p>

(7) 略

3 一時保護課の分掌業務は、児童の一時保護に関することとする。

4～8 略

9 西部子ども相談センター児童虐待対策課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第4項各号に掲げる業務とする。

10 西部子ども相談センター相談支援課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第5項各号に掲げる業務とする。

11 西部子ども相談センター判定課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第8項各号に掲げる業務とする。

(8) 略

3～7 略

8 西部子ども相談センター児童虐待対策課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第3項各号に掲げる業務とする。

9 西部子ども相談センター相談支援・判定課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第4項各号及び第7項各号に掲げる業務とする。

(地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部改正)

第8条 地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁の課長、<u>政策主幹</u>、副課長、主幹、課長補佐、副主幹及び専門副主幹</p> <p>(3) 略</p>	<p>病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁の課長、副課長、主幹、課長補佐、副主幹及び専門副主幹</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。